

北陸地域農林水産物等輸出促進連絡協議会規約

(趣旨)

第1条 北陸地域の農林水産物等の輸出拡大を図るため、地方公共団体、農林漁業関係団体、経済団体、食品産業団体、独立行政法人、金融機関、各省庁地方支分部局等の関係機関・団体等が一体となって、農林水産物等の輸出促進の取組を進めることとし、必要な体制を整備する。

(名称)

第2条 この会は、北陸地域農林水産物等輸出促進連絡協議会（以下「北陸地域輸出促進協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 北陸地域輸出促進協議会は、北陸地域の高品質で安全な農林水産物・食品の輸出を一層促進するため、関係者一体となった取組を推進することを目的とする。

(会員)

第4条 北陸地域輸出促進協議会は、別紙1に掲げる者をもって構成する。

- 2 会長は、第3条に掲げる目的に賛同する関係機関・団体があれば、必要に応じ会員とができるものとする。
- 3 会長が適当と認めた者を、賛助会員として参加させることができる。

(活動)

第5条 北陸地域輸出促進協議会は、会員の合意に基づき、次の活動を行う。

- (1) 農林水産物等の輸出に関する情報の収集・分析、共有化。
- (2) 農林水産物等の輸出促進に関する方策の検討・実施及び全国協議会への提案。
- (3) セミナーの開催等、農林水産物等の輸出促進に係る普及啓発活動の実施。
- (4) 輸出志向産地等への指導・助言。
- (5) 農林水産物等の輸出に関する専門家等による支援のための情報提供等。
- (6) その他農林水産物等の輸出促進を図るために必要な活動の実施。

(会長)

第6条 北陸地域輸出促進協議会の会長は、北陸農政局長とする。

- 2 会長は、会務を総理し、北陸地域輸出促進協議会を招集する。

(幹事会)

第7条 北陸地域輸出促進協議会の下に幹事会を設置する。幹事は別紙2のとおりとする。

- 2 幹事会は北陸地域輸出促進協議会が開催するセミナーや勉強会の企画、立案及び北陸地域輸出促進協議会に付議すべき活動等の調整を行う。
- 3 幹事長は、農林水産省北陸農政局経営・事業支援部地域連携課長とする。
- 4 幹事は、会長の指名により、必要に応じて追加できるものとする。

(事務局)

第8条 北陸地域輸出促進協議会、同幹事会の事務局は、北陸農政局経営・事業支援部地域連携課に置く。

(その他)

第9条 その他、北陸地域輸出促進協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成19年6月25日より施行する。

この規約の一部改正は、平成22年6月4日より施行する。

この規約の一部改正は、平成24年2月14日より施行する。

この規約の一部改正は、平成28年3月17日より施行する。

この規約の一部改正は、平成29年3月14日より施行する。